令 和 ８ 年 度 第 ６ 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日　　令 和 ８ 年 ８ 月 １ ８ 日

場所　　十和田市役所別館４階会議室

令和８年度第６回十和田市農業委員会総会

１．場　　所　　十和田市役所別館４階会議室

２．開 会 日 時　　令和８年８月１８日（火）　午後２時００分

３．閉 会 日 時　　令和８年８月１８日（火）　午後２時３８分

４．出席農業委員（１９名）

１番	白　山　雄治郎	２番	工　藤　優美子
３番	村　中　照　子	４番	脊　戸　潤　子
５番	沢　井　清　治	６番	小笠原　松　寿
７番	沢　目　勝　弘	８番	中　野　雄一郎
９番	芋　田　一　弘	１０番	立　崎　和　寿
１１番	山　田　利　昭	１２番	稲　田　優　憲
１３番	小　田　正　喜	１４番	外　山　康　仁
１５番	箕　輪　展　忠	１６番	杉　山　秀　明
１７番	力　石　堅太郎	１８番	山　崎　誠　一
１９番	竹　浦　寿　広		

５．欠席農業委員（０名）

６．出席農地利用最適化推進委員（１２名）

十和田湖地区	丹　上　　聡	十和田湖地区	中屋敷　光　男
三本木地区	関　川　　明	三本木地区	山　端　敏　行
四和地区	根　岸　秀　憲	深持地区	古　谷　朝　直
切田地区	若　沢　弘　幸	切田地区	田　中　　稔
大深内地区	宮　本　間　勉	東部地区	山　端　潤　一
藤坂地区	市　崎　貴　之	六日町地区	平　舘　龍　徳

７．会議に付した案件

報告第 17 号　農地法第 18 条第６項の規定による通知書の受理について
報告第 18 号　農地法第３条の３の規定による届出書の受理について
報告第 19 号　農地の転用事実に関する照会について
議案第 18 号　農地法第３条第１項の規定に基づく許可について
議案第 19 号　十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
議案第 20 号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

８．議事録署名委員

３番　　村　中　照　子　　４番　　脊　戸　潤　子

９．会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事　務　局　長	櫻　田　修一郎	事 務 局 次 長	佐々木　秀　樹
事務局農地係長	吉　田　武　範	事務局振興係長	戸　舘　奈津美
事 務 局 主 査	田　嶋　裕　紀	事 務 局 主 事	高　瀬　七　海
会計年度任用職員	佐々木　靖　子		

10．書　　記

会計年度任用職員　　佐々木　靖　子

―――― 開会　午後２時００分 ――――

議　　長（竹浦寿広）出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和８年８月４日に告示招集いたしました、令和８年度第６回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議　　長（竹浦寿広）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。３番　村中　照子　委員、４番　脊戸　潤子　委員を指名いたします。

議　　長（竹浦寿広）会議書記には、佐々木　靖子　会計年度任用職員を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議　　長（竹浦寿広）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日１日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）ご異議なしと認め、総会の会期は本日１日限りと決定いたしました。

議　　長（竹浦寿広）次に報告第17号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）１ページをお願いします。報告第 17 号、農地法第 18 条第６項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第 68 条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。２ページです。農地法によるものが、合計２件、２筆、8,034 平方メートルです。今後の意向については、31 番は未定、32 番は別人と貸借の予定です。３ページです。農地中間管理事業によるものが、合計２件、３筆、6,619 平方メートルです。今後の意向については、14 番は未定、15 番は同一人と機構で売買となっております。以上です。

議　　長（竹浦寿広）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。よって報告第17号を報告済みといたします。

議　　長（竹浦寿広）次に報告第18号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）４ページをお願いします。報告第 18 号、農地法第３条の３の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第 19 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、５ページから８ページです。今回は、合計 11 件、85 筆、149,894 平方メートルです。取得後の内容は、農地として管理、貸借中、自ら耕作などとなっています。あっせんの希望が 59 番、64 番から出されています。なお、宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後、地目変更の指導をしていきたいと思います。以上です。

議　　長（竹浦寿広）ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。よって報告第18号を報告済みといたします。

議　　長（竹浦寿広）次に報告第19号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）９ページをお願いいたします。報告第19号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページです。今回の照会は、合計３件、４筆、2,914平方メートルで、現地調査は令和８年８月６日に実施し、８月12日に法務局へ回答しております。14番は北平集会所から南東に約100メートルの地点です。照会地は、平成９年建築の住宅の敷地となっているほか、当該住宅への進入路として一体的に使用されています。税務課の土地課税台帳においても、現況地目が宅地となっていることから非農地と判断しております。15番は、十和田元町郵便局から南に約100メートルの地点です。照会地の①は昭和51年建築の作業所に付属した小屋の敷地となっています。照会地の②は昭和62年建築の住宅の敷地として一体的に利用されています。税務課の土地課税台帳においても、現況地目が宅地となっていることから、非農地と判断しております。16番は、川代生活改良センターから北西に約４キロメートルの地点です。照会地は山林となっています。税務課の土地課税台帳においても、現況地目が山林となっており、農地としての利用は困難であると認められることから、非農地と判断しております。以上です。

議　　長（竹浦寿広）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。よって報告第19号を報告済みといたします。

議　　長（竹浦寿広）ここからは、議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、小田班長、山田班長、沢井班長の３名です。８月６日に現地調査及び市役所別館５階会議室南側において聴取調査を行っております。

議　　長（竹浦寿広）それでは、議案第18号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）11ページをお願いいたします。議案第18号、農地法第３条第１項の規定に基づく許可について。農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、12ページから17ページまでです。このうち、所有権の移転に関するものが12ページから13ページ、合計８件、16筆、34,803平方メートルです。次に、使用貸借に関するものが14ページから15ページの、合計８件、９筆、28,200.99平方メートルとなっております。次に、地上権の設定に関するものが16ページから17ページの、合計７件、７筆、25,124平方メートルとなっております。以上です。

議　　長（竹浦寿広）許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。13 番小田　正喜　委員お願いします。

報告委員（小田正喜）農地法第３条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転８件、使用貸借による権利の設定が８件、地上権の設定が７件の合計 23 件です。所有権の移転は、38 番から 43 番までが売買によるものです。そのほか、44 番が知人に、45 番が父親から息子にそれぞれ贈与するものです。このうち、新規取得は 39 番で、新規就農は 45 番です。使用貸借による権利の設定は、いずれも相手方要望によるものです。このうち、新規取得は 49 番です。地上権の設定は、議案 23 ページから 24 ページの申請番号 14 番から 20 番までの、営農型太陽光発電設備設置の更新に係る、農地法第５条に基づく一時転用許可申請に併せて提出されたものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第３条第２項各号及び農地法関係事務処理基準第３の２（１）の規定に照らして審査した結果、農地法第３条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）小田委員、ご苦労様でした。次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告願います。深持地区　古谷　朝直　農地利用最適化推進委員

お願いします。

報告委員（古谷朝直）農地法第３条の許可に関する新規取得について報告をします。12ページの所有権移転に係る申請番号39番の新規取得となる譲受人に対し、８月６日午後１時45分、市役所別館５階会議室南側において調査員３名と私の、計４名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）古谷推進委員、ご苦労様でした。次に、十和田湖地区　丹上　聡農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（丹上聡）農地法第３条の許可に関する新規取得について報告をします。13ページの所有権移転に係る申請番号45番の新規就農となる譲受人に対し、８月６日午後２時、市役所別館５階会議室南側において調査員３名と私の、計４名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、得に問題はないと判断します。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）丹上推進委員、ご苦労様でした。次に、切田地区　若沢　弘幸農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（若沢弘幸）農地法第３条の許可に関する新規取得について報告をします。14ページの使用貸借による権利の設定に係る申請番号49番の新規取得となる借人に対し、８月６日午後１時30分、市役所別館５階会議室南側において調査員３名と私の、計４名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）若沢推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

農業委員（杉山秀明）16番杉山です。14ページの使用貸借50番から56番ですが、確認になりますが、使用貸借で受ける人と、次の地上権設定のいわゆる設定する地上権者の名前が、会社が違いますが、ここの部分の関係をどういう関係でこういうふうになったのか、そして作物は、地上の作物は何を作物するのか、そして通常、この地域の２割以上の減収にならないように、つまり８割を植えなさ

いということなんですが、そのへんの作物は全部同じなのか、お伺いしたいと思います。

農地係長（吉田武範）ただいまの質問にお答えいたします。まず作物なんですけども、かぼちゃになります。すべて同じ圃場でかぼちゃを作付けするという計画になっております。次に地権者と借りてる人の名前が違うのはなぜかという質問なんですけども、こちらについては、もともと営農型太陽光発電設備の設置ということで、圃場の支柱部分に係る５条許可申請と、その上の部分の地上権に係る３条の申請と、支柱部分を除く農地部分についての３条貸し借りということで申請が分かれております。このあとの議案で出てきます５条の転用の方でも同じ地番が出てくるんですけども、１回目の期間の更新となります。営農型の太陽光については、基本的に３年間の期間ですので、その３年が切れるよということで更新の申請がありました。内容はほぼ同じですが、前回と異なってますのが、農地部分を耕作する人が前回は同じ地権者、これで言えば＿＿＿＿＿＿さんが自分で耕作するよといった内容でしたが、今回は耕作する人を、自分ではなくて＿＿＿＿＿＿という会社が、借りてやりたいということで、名前が３種類出てきているといった内容となります。あとは収量の件ですけども、こちらについては、前回令和５年で許可が出て、６年、７年ときて今年８年になってますけども、令和５年はまだ許可したばかりだったので、収量の報告はありませんでした。令和６年の収量報告を見ますと、青森県のかぼちゃの大体の基準収量が 850 キログラムぐらいなんですけども、それを超える 1,100 ぐらいの報告があがってましたので、令和６年はよかったという形になります。ただ、７年の報告を見ますと、相当低くてですね、100 とか 200 とかという形で、全然上がってないといった実態もございました。これについては、改善方法とか原因を示せということで聴き取りも行ったところ、令和７年は高温などの異常気象とか、そういうのもありましたし、草刈の維持管理等もうまくなかったということでしたので、今後の改善について直接私どもの方からも指導いたしました。あとは、支柱の太陽光パネルの下にかぼちゃを植えていたんですけども、そこだけじゃなくて、支柱パネルがない農地の部分についてもちゃんと植えなさいということ、かぼちゃの苗をもっと増やせということで作付けする面積を増やして、収量を確保しなさいということでの指導をしております。以上です。

議　　長（竹浦寿広）はい、杉山委員。

農業委員（杉山秀明）今までは結構緩かったんだけども、昨年一昨年くらいから農水省の基準がきてますよね。その作物の収量もさっき言った６年が極端に良くて、７年が極端に悪いというのはあまり信用できないおんた数字。かぼちゃなんて本当に天候に左右されないんですよ、毎年私もやってますけども。その収量の差が、あまりにもギャップが私は大きすぎると思いますので、指導はしている

んでしょうけど、やっぱりこれは大変問題になってますから、今後とも、これからもっと最盛期ですから、厳しめにチェックして、保留にしてもう１回何かの努力の跡が見られたら認めましょうというみたいにしても、今後いいのかなと思ったりもします。あと、地上高が３メートル以上でしょう。そこを確保していますか、図面見て。３メートル以上でしょう。そこ確認しました。

農地係長（吉田武範）ただいまの質問にお答えいたします。高さですけども、３メートルというのは、これからの基準なので、今までは２メートルを超えるというような基準になっているはずです。これからは、より厳しくなって４メートルとか３メートルとかという形でもっと上がるという話なんですけども、３メートルというのはまだこれから・・・。

農業委員（杉山秀明）いつから。

農地係長（吉田武範）国の方では令和９年４月を施行予定といったことで来てますけども、じゃあ実際いつからなのかというのはまだ示されていない状況と認識しております。７月の頭に、国の方から説明会がＷＥＢであり、私も聞いてまして、そういった話、厳しくするよといった話、支柱の高さについてもあったんですけども、それが実際いつからなのかというのはそのときは示されなくて、そのあとでだんだん骨子が固まってきている状況です。実際にその確定案というのは、まだ私たち市町村の方には示されていないということがまずあります。あとは既設の太陽光パネルについて、これから建てますよという新しいやつはもっと高くしなさいということでの話は出ているんですけども、既存の設備については、高さを変えるとなれば当然設備を取り替えなければだめだということになりますから、その点については除外されるんじゃないかということの説明はこの時聞いていました。以上です。

農業委員（杉山秀明）ありがとうございました。

議　　長（竹浦寿広）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は許可することに決定いたしました。

（　＿＿＿＿＿＿＿＿　推進委員　自主退席　）

議　　長（竹浦寿広）次に議案第19号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）18ページをお願いします。議案第19号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。一括方式によるものが、19ページから20ページで、そのうち、所有権によるものが、19ページの、合計３件、５筆、15,450平方メートルとなっております。次に、賃借権によるものが20ページの、合計２件、４筆、9,893平方メートルとなっており、２件とも新規となっています。次に、受け手の変更のみに係るものが、21ページの、合計１件、16筆、39,600平方メートルで、新規となっております。以上です。

議　　長（竹浦寿広）農用地利用調整会議の結果について、報告願います。藤坂地区　市崎　貴之　農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（市崎貴之）18番の調整内容を報告します。７月８日午後１時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）市崎推進委員、ご苦労様でした。次に、大深内地区　斗沢　信一　農地利用最適化推進委員が欠席のため、同地区の　芋田　一弘　農業委員に報告をお願いします。

報告委員（芋田一弘）斗沢　信一　推進委員が欠席のため、代わって19番の調整内容を報告します。７月22日午前９時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方の合意を受けたことから、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）芋田農業委員、ご苦労様でした。次に、深持地区　古谷　朝直　農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（古谷朝直）20番の調整内容を報告します。７月22日午後１時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足に

より売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）古谷推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は要請することに決定いたしました。

（　＿＿＿＿＿＿　推進委員　着席　）

議　　長（竹浦寿広）次に、議案第20号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）22ページをお願いします。議案第20号、農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、23ページから24ページです。今回は、合計９件９筆、605.01平方メートルです。12番の転用事由は、親から農地を贈与で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、相坂コミュニティ会館から、西に約50メートルの地点です。農地区分は、第１種農地ですが、集落接続で不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。13番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場及び農機具置き場を整備するものです。場所は、藤高集会所から東に約200メートルの地点です。農地区分は、第１種農地ですが、集落接続で不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。14番から20番の転用事由は、令和５年10月23日から令和８年10月22日の３年間の期間で、営農型太陽光発電設備の設置にかかる一時転用許可を受けていたものについて、さらに３年間の転用期間の更新を行うものです。場所は、見世集会所から約150メートルから約850メートルの範囲内の地点です。農地区分は、農用地区域内農地ですが、一時転用であり、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。以上です。

議　　長（竹浦寿広）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。５番　沢井　清治　委員お願いいたします。

報告委員（沢井清治）農地法第５条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計９件です。８月６日午前９時に調査員３名で現地調査を行い、午後２時30分に市役所別館５階会議室南側で聴取調査を行いましたが、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）沢井委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は、許可相当とすることに決定いたしました。

議　　長（竹浦寿広）以上で、今総会に付議されました議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、令和８年度第６回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

――――― 閉会　午後２時３８分 ―――――